# 令和5年度 公表

# 人事行政の運営等の状況について

令和4年度の人事行政の運営等について、次の項目に整理し公表します。

- ① 職員の任免及び職員数に関する状況
- ② 職員の競争試験及び選考の状況
- ③ 職員の給与の状況(別紙3)
- ④ 職員の定員管理の状況 (別紙3)
- ⑤ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- ⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況
- ⑦ 職員の服務の状況
- ⑧ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ⑨ 職員の福祉及び利益の保護の状況

## ①職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用・退職の状況(令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日)

	職		種		R4. 4. 1現	在	退職和	<b></b>	採用和	<b></b>	職種変更等		R5.4.1現在	
—	般	行	政	職	252	人	7	人	6	人	1	人	252	人
技		術		職	10	人	2	人	2	人		人	10	人
保		健		師	13	人		人		人		人	13	人
保		育		士	30	人		人	1	人		人	31	人
社	会	福	祉	士	2	人		人		人		人	2	人
管	理	栄	養	士	2	人	1	人	1	人		人	2	人
技	能	労	務	職	13	人		人		人		人	13	人
合				計	322	人	10	人	10	人	1	人	323	人

<sup>\*</sup>佐久広域連合[3人]、浅麓環境施設組合(一部事務組合)[1人]、水みらい小諸[5人]への派遣者は含みません。 \*特別職は含みません。

## (2) 事由別退職者数(令和4年度)

定年	退職	勧奨:	退職	普通	退職	分限组	免職	懲戒1	免職	失明	戠	死亡	退職	出向	等	計	
5	人	1	人	4	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	10	人

## (3) 部門別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

区		分					職員	員数			<u> </u>	<u> </u>	増減数
部		門	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	H25→R4
	議	会	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0
	総	務	65	67	67	63	63	67	69	72	65	65	0
	税	務	25	24	24	23	22	21	22	21	21	21	△ 4
4n.	労	働	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1
一般行政	農	林	20	18	18	20	19	19	20	18	18	17	Δ3
部門	商	工	8	8	11	10	10	10	11	11	11	11	3
F10.1.3	土	木	28	28	28	29	31	30	29	30	33	33	5
	民	生	61	61	57	57	57	58	57	58	60	60	Δ1
	衛	生	27	28	28	28	30	26	29	26	26	26	Δ1
	小	計	240	240	239	236	238	238	244	243	241	240	0
特別	教	育	50	49	47	46	47	46	45	50	51	52	2
行政 部門	小	計	50	49	47	46	47	46	45	50	51	52	2
普通	会	計 計	290	289	286	282	285	284	289	293	292	292	2
A 224	水	道	19	19	19	18	18	16	6	5	5	5	Δ 14
公営 企業等	下	水道	9	9	8	8	8	9	9	9	9	9	0
会計	そ	の他	15	15	17	17	15	14	15	16	16	17	2
部門	小	計	43	43	44	43	41	39	30	30	30	31	Δ 12
合		計	333	332	330	325	326	323	319	323	322	323	Δ 10

注) 1 各年における総務省の定員管理調査において報告した部門別職員数です。

<sup>\*</sup>主査以上は一般行政職へ含まれます。 (保健師、保育士は係長から)

<sup>2</sup> 平成26年までは教育長を含みます。

## ②職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況(令和4年度実施)

試	験 区	分	受験者数	(A)	合格者数	(B)	競争率	(A/B)
行	政	I	16	人	0	人	_	倍
行	政	П	23	人	3	人	7.7	倍
土	木	I	1	人	0	人	_	倍
土	木	П	2	人	0	人	_	倍
保	育 士	Ι	9	人	1	人	9.0	倍
行	政	Ш	6	人	1	人	_	倍
行	政	IV	0	人	0	人	_	倍
行	政	V	7	人	3	人	2.3	倍
行	政	VI	3	人	0	人	_	倍
土	木	Ш	1	人	1	人	1.0	倍
土	木	IV	1	人	1	人	1.0	倍
保	育 士	П	1	人	0	人	_	倍
行	政	VII	4	人	1	人	4.0	倍
合		計	74	人	11	人	6.7	倍

- ※ 合格者には補欠合格を含む
- (2) 選考採用の実施状況(令和4年度実施)

実施なし

- ◎令和4年度中の退職者は10人、令和5年4月1日には10人が新規採用されました。 また、再任用職員として定年退職者のうち4人が再任用となり、再任用職員のうち3人が退職したため、昨年度に比べ合計1名の職員数の増となり、市長・副市長・教育長を除く職員数は323人(会計年度任用職員除く)となっています。
- ◎令和2年度に定員管理計画を制定しましたが、令和5年度より施行される定年延長制度を見据え、適正な人員配置に努めます。

# ⑤ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

<sup>\*</sup>学校における勤務時間、休憩時間及び休息時間については、校長が別に定めています。

## (2) 休暇及び休業の状況

休暇は有給休暇と無給休暇に分かれ、有給休暇には事由を限らない年次休暇と、結婚、忌引、ボランティア活動など特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。

休業は比較的長期に渡って勤務を免除するもので、育児や介護のための休業があり、いずれも無給となります。

#### ア 休暇の取得状況

年次休暇	年次休暇 総付与日数		総使用日数		全対象職員数		平均取得日数		消化率	
令和4年4月1日~ 令和5年3月31日	11,747	日	3,621	日	304	人	12.0	日	30.8	%
令和3年4月1日~ 令和4年3月31日	11,439	日	3,722	日	296	人	12.6	日	32.5	%

(年間を通じて勤務した職員を対象としています。育休者、途中退職等の職員は含みません。)

療養休暇	延取得者	<b>分数</b>
(連続30日以上)	7	人

#### イ 休業の取得状況

育児休業・ 部分休業		育児休業 下取得者数		うち両休業 取得者数		木業	令和4年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員		
男	0	人	0	人	0	人	10	人	
女	17	人	0	人	0	人	8	人	
計	17	人	0	人	0	人	18	人	

<sup>\*</sup>前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

#### エ 時間外(超過)勤務の状況

*** ** * * **** ****	**			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
時間外勤務時間 (1人当り)	<b>75.8</b> h	<b>95.8</b> h	<b>92.9</b> h	97.0%

<sup>\*</sup>休日勤務を含む。

## ⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限及び懲戒処分の状況(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能力維持 及び適正運営確保のために行われるのもです。

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行なわれるものです。

#### ア 分限処分数

(人)

分限の種類	・処分事由	降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	9		0	
職に必要な適格性を欠く 場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴され た場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による 場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
Ē	<del></del>	0	0	0	0	0	
地公法第28条第4項により	失職した者						0
地公法第28条第4項に基づく条係	列により失職しなかった者						0

<sup>\*</sup>同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

#### イ 懲戒処分数

(人)

分限の種類	分限の種類・処分事由					計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
į	0	0	0	0	0	0	

<sup>\*</sup>同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

<sup>\*</sup>休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行なわれたものとみなして計上しています。

## ⑦職員の服務の状況

## (1) 服務の状況(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

#### ア 職員の服務違反

(人)

区分	内容	処分等者数					
法令等及び上司の職務上 の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0					
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為を してはならない。	0					
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様で ある。	0					
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意 力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0					
政治的行為の制限違反	職員(企業職員の一部を除く)は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0					
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0					
営利企業等の従事制限違 反	職員は、任命件者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員 を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事して はならない。	0					
欠勤・遅刻・早退・勤務態	農度の不良等	0					
公職選挙法違反		0					
その他(上記に属さない職務上の非違行為)							

#### イ 営利企業等の従事許可

許可件	数	主な従事内容
4		就業構造基本調査 調査員及び指導員 ㈱まちづくり小諸 スマートカート運行員 執筆活動
		住宅・土地統計調査単位区設定 指導員

# ⑧ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実績(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

区分	研修対象	研 修 内 容	研修期間	人員	
	新任管理監督職	人事評価制度の基礎的理解・目標設定訓練	4月12日	10	
	<b>管理監督職</b>	目標設定フォローアップ研修 管理監督職コース	4月18日・25日	81	
人	一般職員	目標設定フォローアップ研修 一般職コース	4月25日・26日・27日	182	
事評	新任管理監督職	評価者訓練 基礎コース	8月4日	9	
価		評価者訓練 面談訓練コース	8月5日・9日・10日	80	
研 修	一般職員	被評価者訓練	9月6日-7日	174	
is		評価者訓練 行動把握コース・処遇反映の仕組み	2月6日・7日・8日	83	
	7講座				
	新規採用職員	新規採用職員研修	4月11日	10	
	新規採用職員	市長による新規採用職員研修	5月11日	10	
	新規採用職員	新規採用職員(前期)研修	5月17日・18日	10	
	入庁15年目の職員	中堅職員研修	6月7日	5	
	全正規職員	長野県市町村職員研修センター出前研修 「公務員倫理と使命研修」	6月29日	238	
	係長級女性職員	女性職員リーダー研修	7月12日	2	
	新任係長	係長研修	7月26日	7	
	全正規職員	ウェルネスシティの実現に向けた研修会	8月4日	262	
	部課長	管理職メンタルヘルス研修	9月2日	33	
般	新規採用職員	新規採用職員(後期)研修	9月5日・6日	10	
	主任に昇格した職員	新任主任研修会	9月9日	7	
階 層	係長以上職員	コンプライアンス研修	9月15日	1	
別	管理監督職	カウンセリング・マインド研修	9月22日	1	
研 修	係長以上職員	部下育成支援のコミュニケーション研修	9月27日	1	
	入庁5年目の職員	一般職員研修	10月5日	5	
	全職員	職員人権研修会	10月18日	225	
	新規採用職員	新入職員人権同和教育研修会	10月25日・11月22日	9	
	新規採用職員	新規採用職員基礎研修	11月8日・9日	10	
	部長·課長相当職	部課長研修	11月16日	4	
	新任係長	会計処理事務研修	11月18日	7	
	新規採用職員予定者 新規採用職員予定者事前研修		3月8日	10	
	新規採用職員予定者	新規採用職員予定者事前研修	3月27日	10	
			877		
	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修「超入門・情報システムの基礎研修」	4月27日	1	
	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修「セキュリティ総合研修」	5月26日・27日	1	
	受講希望職員	わかりやすい資料作成研修	6月9日	1	
	担当職員(税務課)	税務職員初任者研修	6月13日·14日	5	
	担当職員(会計課)	会計事務研修	6月15日	3	
	受講希望職員	ヘビー・クレーム対応力向上研修	6月23日	3	
	担当職員(上水道課・建設課)	債権管理事務研修	6月28日·29日	2	
	受講希望職員 • 例規審査委員	法制執務(基礎)研修	7月5日・6日	2	
	担当職員(財政課)	契約実務研修	7月7日	2	

•						
	担当職員(財政課・下水道課ほか)	7月8日	9			
	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修「ICT構想·企画立案研修研修」	7月15日	2		
	担当職員(建設課)	土木専門研修 橋梁(鋼橋)	8月3日	1		
	担当職員(企画課)	ネットワーク総合研修	8月4日•5日	1		
	担当職員(危機管理課)	防災と危機管理研修	8月18日・19日	1		
専	担当職員(税務課)	償却資産事務研修	8月24日	1		
	担当職員(上水道課)	公営企業経理事務研修	8月26日	2		
門 研	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修「DXの推進研修」	9月1日	3		
修	担当職員(上水道課)	土木専門研修 橋梁(PC橋)	9月6日	1		
	受講希望職員	ファシリテーション研修	9月13日・14日	1		
	受講希望職員	県職員キャリア開発課交流研修「政策形成研修」 e-ラーニング方式	9月26日~2月28日	1		
	担当職員(税務課)	土地評価事務研修	10月3日	4		
	担当職員(建設課・都市計画課)	小諸水道大学校 配管設計入門	10月5日	4		
	担当職員(建設課)	土木専門研修 コンクリート	10月6日	1		
	受講希望職員	レジリエンス研修	10月11日	1		
	担当職員(農林課)	土木一般研修 中級(全般)講座	10月21日	1		
	受講希望職員•例規審査委員	法制執務(応用)研修	10月25日・26日	2		
	担当職員(財政課)	土木専門研修 ICT活用工事とBIM/CIM	10月28日	1		
	受講希望職員	パワーポイントを活用した資料づくり研修	11月4日	2		
	担当職員(農林課)	土木一般研修 中級(技術 I )講座	11月8日・9日	1		
	担当職員(収納管理室)	税務管理・徴収事務研修	11月10日	1		
	受講希望職員	CS•接遇力向上研修	11月15日	2		
	担当職員(建設課)	土木専門研修 トンネル	11月18日	1		
	32講座					
	一般職員~中堅職員	佐久地域定住自立圏人材育成部会合同事業「モチベーションアップ研修」	10月26日	3		
	各課割当参加	佐久広域連合 「時局講演会」	11月25日	16		
7	若手~中堅職員	佐久地域定住自立圏人材育成部会合同事業「職場のコミュニケーション研修」	11月29日	1		
その	受講希望職員	アドバイザー企業㈱BTM 「DX研修」	1月18日	33		
他	第1部:管理監督職 第2部:一般職員	佐久広域連合市町村職員人材育成事業「メンタルヘルス研修」	2月9日	6		
研 修	市長·管理職·受講希望職員	リスキリング研修	2月14日	41		
19	福祉系職場ほか受講希望職員	「終活支援」職員向けセミナー	3月10日	67		
	関係職員	小諸商工会議所 「危機管理対策セミナー」	3月17日	29		
	8講座					
イ	デュアルシステム実習 市民課・健康づくり課・生活環境課(小諸商業高校) 前期6~7月 後期9~11月					
ン	都市計画課・企画課(佐久長聖)	7月25日~27日	2			
ター	財政課・厚生課(佐久長聖高校)	7月28日~29日	2			
シ	商工観光課(日本大学)	8月10日~23日	1			
シ	企画課(城西大学)	8月18日~24日	1			
ップ	厚生課・子ども育成課(福井大学) 9.			1		
プ 受	厚生課・高齢福祉課・子ども育成	3月13日~14日	1			
入	企画課(前橋工科大学)	3月16日~23日	1			

# (2) 勤務成績の評定の状況

平成22年度より全職員に勤務評定を実施しています。

## ⑨ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

職員の健康管理のための各種健康診断を実施するとともに職員の心の健康づくりのためのメンタルヘルス事業も実施しています。

定期健康診断	292 人
(健康スクリーニング・人間ドック等)	292 人

検診名	受診者数	対象者
胸部らせんCT検診	76	40歳以上(希望者)
結核・肺がん検診	131	全職員
胃検診	62	30歳以上(希望者)
乳房検診	17	40歳以上(偶数年齢希望者)
子宮頚部がん検診	36	20歳以上(偶数年齢希望者)
人間ドック	85	30歳以上(希望者)

#### (2) 小諸市職員共済会の掛金・補助金(令和4年度決算数値より)

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

補助対象会員数	339 人
厚生事業分担金	19 千円
会員掛金 (0.3%)	3,810 千円
助成金(公費補助率50%)	2,540 千円

#### (3) 公務災害の認定状況(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を 行なっています。

区分		職員数	
	負傷	2	人
公務災害	(死亡)	0	人
乙扬火百	疾病	0	人
	(死亡)	0	人
通勤災害		0	人
迪勒火膏	(死亡)	0	人
合計		2	人
	(死亡)	0	人

<sup>\*</sup>死亡事案の件数は内数です。

#### (4) 措置請求、不服申立ての状況(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

区分		前年度 未処理件数	要求及び 申立て件数	処理件数	今年度 未処理件数
	給与	0	0	0	0
措置請求	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	分限処分	0	0	0	0
不服申立て	懲戒処分	0	0	0	0
小瓜中立(	転任	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0

※小諸市等公平委員会より

<sup>\*</sup>公務外・通勤災害非該当は含みません。